

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	臨時庁議
開催日時	令和8年3月26日（木）午後1時24分から 午後1時45分まで
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室
出席者の職・氏名	<p>【出席者】 松下市長、宇野副市長、二見教育長、赤澤市長公室参事兼秘書課長、 千葉危機管理監、西内総務部次長兼人権庶務課長、 稲田市民環境部総合窓口課長、 並木福祉部次長兼長寿はつらつ課長、 玄順こども・健康部次長兼保育課長、松岡都市建設部長、 村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、 益田上下水道部長、稲葉議会事務局長、福士学校教育部長、 奥山生涯学習部長、小笠原監査委員事務局長</p> <p>（担当課1） 村沢審議監兼まちづくり推進課長、持田同課主幹兼課長補佐、 金井同課交通政策係長</p> <p>（担当課2） 松下みどり公園課長、四方田同課長補佐、鈴木同課みどり公園係長</p> <p>（事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、 伊藤同課政策企画係主事</p>
欠席者の職・氏名	欠席者なし
議題	1 第2次朝霞市地域公共交通計画（案） 2 朝霞市みどりの基本計画（案）
会議資料	<p>（議題1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料1】第2次朝霞市地域公共交通計画（案） ・【資料2】第2次朝霞市地域公共交通計画（案）概要版 ・【資料3】第2次朝霞市地域公共交通計画（素案）に係る 市民コメント 実施結果 ・【資料4】第2次朝霞市地域公共交通計画（素案）に係る 職員コメント 実施結果

	(議題2) ・【資料5】朝霞市みどりの基本計画(案) ・【資料6】朝霞市みどりの基本計画(案)概要版 ・【資料7】朝霞市みどりの基本計画(素案)に関する 市民コメント結果概要 ・【資料8】朝霞市みどりの基本計画(素案)に関する 職員コメント結果概要	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保 存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 第2次朝霞市地域公共交通計画（案）

【説明】

（担当課1：持田まちづくり推進課主幹兼課長補佐）

現在、現計画の計画期間が今年度で終了するため、策定を進めているものである。

資料1、目次を御覧いただきたい。

計画の構成としては、第1章として、計画の概要、第2章として、朝霞市の公共交通ネットワーク、第3章として基本的な方針及び目標、第4章として、計画目標に対する施策、第5章として、計画の達成状況の評価、その後ろに、参考資料として、上位・関連計画の整理、朝霞市の現状、公共交通利用者ニーズの整理、最後に、用語解説を掲載している。

資料2、概要版を御覧いただきたい。

1、計画の背景と目的である。現計画策定以降、令和5年の立地適正化計画の策定によりコンパクトなまちづくりが推進され、令和6年の改善基準告示の改正により、運転手の労働時間の規制が強化され、バス、タクシー運転手の不足が加速するなど、まちづくりとの連携や社会状況への対応を目指すために策定するものである。

次に、2、計画の区域は市内全域としており、計画の対象としては、鉄道、路線バス、市内循環バス、タクシー、福祉送迎バス、民間送迎バス、シェアサイクル、公共交通空白地区に対応した新たな公共交通、高齢者等の新たな外出支援を対象としている。計画期間は令和8年度、2026年度から令和12年度、2030年度までの5年間とし、今後、社会情勢の変化や法令等の改正など、新たな対応が生じた場合、必要に応じて見直しの検討を行う。

3、朝霞市の現況及び課題である。本市の現状を踏まえ、課題の設定に向けた視点を整理した。そこで、公共交通の課題を抽出した結果、現行計画で設定していた4つの課題を継続することに加え、新たに3つの課題を重点的に取り組む課題として追加している。具体的には、運転手不足への対応、まちの拠点の強化、高齢者等の移動支援の合理的な実施である。

次に、4、基本的な方針及び計画目標である。基本的な方針は、総合計画と整合を図り、「だれもが誇れる 暮らしつつげたいまち 朝霞～みんなで守る 快適な暮らしを支える 地域公共交通～」と設定し、追加した課題も含め、計画目標は、現行計画と同様の目標で賄えるという整理をした。

続いて、5、目指すべき地域公共交通体系である。こちら、現計画との主な変更点を御説明すると、1つ目として、内間木地区が公共交通空白地区から解消している。2つ目として、路線バスを幹線的な位置づけから市外を連絡するものと市内の駅を連絡するものとに整理をした。3つ目、都市マスと連携し、新たな拠点となり得るエリアとして基地跡地、あずま地区、内間木公園を追加した。

6、計画目標に対する施策及び評価指標である。今回掲げてある施策は、従来の計画の施策とほぼ横並びとなるが、新たに追加した重点的に取り組む課題に対応した主な施策を御説明する。

まず、1つ目の運転手不足への対応だが、方向性の⑩、運転手の確保に向けた対策の実

施として3つの施策を掲げている。

次に、まちの拠点の強化に対応した施策として、方向性の⑤、まちの拠点としての環境整備として朝霞駅、朝霞台駅を中心に4つの施策を掲げている。

3つ目、高齢者等の移動支援の合理的な実施につきましては、方向性の⑥、バス停まで歩いていくのが難しい高齢者等の移動手手段の確保として、1つの施策を掲げている。

ページ右の欄、令和12年度に向けた目標値の設定として評価指標の8、拠点地域のにぎわいの創出を追加している。

案の全体の説明としては以上となる。

最後に計画策定の経過につきましては、資料1、93ページの上段に、交通協議会等の開催経過を記載した。

なお、素案について、全員協議会で市議会議員に説明した後、市民コメント及び職員コメントを実施しており、期間中には、市民意見交換会を開催した。この結果、10名、44件の御意見をいただいております、必要に応じて計画案に反映した。

今後の予定としては、本日御承認いただけたら、市長決裁の上、年度内に市議会議員に情報提供した後、市ホームページでの公表を予定している。

説明は以上である。

(櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

本件については政策調整会議で審議している。

政策調整会議の審議について報告する。

まず、「シェアサイクルについては、地域公共交通に位置づけているのか。」との質疑に対し、「現在シェアサイクルは本格的に導入しており、本計画でも地域公共交通として位置づけている。」との回答があった。

これらの審議の結果、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

2 朝霞市みどりの基本計画（案）

【説明】

(担当課2：松下みどり公園課長)

みどりの基本計画は都市緑地法に基づき策定する法定計画で、改定作業を令和6年度、令和7年度の2か年で進めており、計画期間は、現行計画と同じく10年間となる。

資料5を御覧いただきたい。こちらが、計画の案である。本計画の改定につきましては、自然のチカラを上手に生かすグリーンインフラの考え方をまちづくりの中心として位置づけており、副題を「グリーンインフラの推進に係るマスタープラン」としている。

続いて、本計画の構成について御説明する。PDFのページ数で6ページを御覧いただきたい。本計画は7章立てとし、各章の概要について御説明する。

次のPDF7ページからが、1章「計画の基本的事項」である。1章は、本計画の導入として、計画の目的や位置づけなどを記載しており、PDFのページ数で16ページまで続いている。計画書のボリュームが大きいため、これ以降の説明は、計画の概要版

にて御説明する。

資料6を御覧いただきたい。こちらが概要版である。

1章「計画の基本的事項」の内容につきましては、PDFの1ページの右上に簡単ではあるが、文章でまとめている。

次は、2章「みどりの現状と課題」である。2・3ページを御覧いただきたい。

「みどりの現状と課題」では、本市におけるみどりの現状整理や課題の抽出を行い、みどりが持つチカラを、四角の1番から10番までの10の視点ごとに分析した。

次は、3章「みどりの将来像」である。4・5ページを御覧いただきたい。

「みどりの将来像」では、計画の基本理念や基本方針、配置方針図を示している。みどりにおける課題の解決に向けて、基本理念「朝霞らしいみどりをみんなで育み暮らしに生かすまち」を掲げ、その実現に向けて、本計画の3つの視点を設け、それに対応する3つの基本方針を定めているほか、本市が目指すみどりの姿として、みどりの配置方針図を作成している。

次は、4章「みどりの指針」である。6・7ページを御覧いただきたい。

「みどりの指針」では、みどりに関する考え方や取組の方向性を示している。ここでは、基本方針1に対応する指針「みどりのチカラを上手に生かす指針」として、10の視点に基づき、自然が持つ多様なチカラを上手に生かしながら、朝霞らしいみどりを豊かにすることを目指している。

次に8ページを御覧いただきたい。こちらは基本方針2に対応する指針「みどりを支える仕組みの指針」で、みどりの財産を未来へ育み、多様な人々が連携してその価値を最大限に生かすための考え方を示している。

次に9ページを御覧いただきたい。こちらは基本方針3に対応する指針「あさかのみどりの魅力を楽しむ指針」で、みどりがもたらす多面的な恵みを分かち合い、次世代へと続く持続可能な暮らし方を提案するものである。

次は、5章「みどりの取組」である。10・11ページを御覧いただきたい。

「みどりの取組」では、3つの基本方針を基に、取組の体系、施策の柱を設け、そこからさらに基本施策、個別施策を掲げており、基本施策の中に★マークを付けている11項目を「重点施策」として位置づけている。

次は、6章「地域別の取組」である。11ページの右側、水色の枠内に記載しているとおり、市内を内間木、北部、東部、西部、南部の5地区に分け、課題と取組を定めている。概要版ではページ数の関係で省略したが、計画書に詳細を記載している。

最後に、7章「計画の推進体制」である。12ページを御覧いただきたい。

「計画の推進体制」では、計画の実現に向けた推進体制と進行管理について記載している。なお、「みどりの取組」で定めた個別施策について、資料5のPDF186ページから、各個別施策の個票を設け所管課を記載しており、各所管課において取組の推進を行うこととしている。

計画につきましては、庁内の連絡会議及び緑化推進会議において、PDCAサイクルによる進行管理を行う。

ここまでが、みどりの基本計画の概要である。

そのほか資料8・9として配布した資料が、計画策定に当たって実施した市民コメントと職員コメントの集計結果である。

資料8の市民コメントにつきましては、9名の方から計80件いただいた。うち4件を計画に反映した。

資料9の職員コメントにつきましては、1名の方から計4件いただき、4件を計画に反映した。

説明は以上である。

(櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

政策調整会議の審議について報告する。

まず、「資料6の5ページに朝霞駐屯地の周りは「市南部周辺の緑地群」と表記しているが、自衛隊のエリアは国有地のため、指定はできるのか。また、資料5の125ページに「みどりのカルテ」の表右側に「避難有効面積」と記載があるが、自衛隊駐屯地は避難所として指定できないのではないか。」との質疑に対し、「資料6の5ページについては、市南側周辺に和光市の樹林公園や新座市の市営墓苑などがあるので、全体のイメージとして「市南部周辺の緑地群」と表記した。資料5の125ページの表記については、検討する。」との回答があった。

次に、「資料5・資料6の表紙について、二酸化炭素の表記がみどりから排出しているように見えるので、みどりに引き込むように表現を変更した方がよいのではないか。」との質疑に対し、「課内で検討する。」との回答があった。

次に、「みどりを守るとか、増やす、育むなどキーワードが本基本計画に必要になると思うが、一方で高木などの怖さもあると考えられる。その中で守ると増やすの中に良質なみどりを守るなど限定した範囲で守っていく考えはあるのか。もしくは今ある緑地を守っていく考えなのか。」との質疑に対し、「今ある緑地をすべて残す考えもあるが、適切に維持管理を行いながら、みどりを保持していきたいと考えている。」との回答があった。

これらの審議の結果、必要に応じて修正し庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【閉会】

